

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内 康雄
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野 和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村 吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保 建作	海山総合支所長	上村 康二
教育長職務代理者	森本 鑛平	学校教育課長	玉津 武幸
生涯学習課長	宮原 俊也	監査委員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村 能行
書 記	奥川 賀夫	書 記	上野 隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

7番 近澤チヅル 8番 入江康仁

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東篤布君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

東清剛議長

それでは、定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、議会から推薦する農業委員会の委員が、6月30日をもって失職となることから、新たに農業委員会委員の推薦の議案を提出するものであり、本日の日程にあげさせていただいたことをご報告申し上げます。

日程第1

東清剛議長

それでは日程にしたがい議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7番 近澤チヅル君

8番 入江康仁君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 玉津充君。

玉津充君。

玉津充総務産業常任委員長

おはようございます。

平成27年6月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず今期定例会で付託されました案件につき、6月10日、午前9時30分からと、6月16日、午後3時35分から、また、6月17日、午後0時30分から、第1委員会室におきまして、10日は委員7名、16日は委員6名、17日は委員7名、出席のもとで開催しました。

説明のために出席した者は、財政課、企画課、税務課、危機管理課、総務課の各課長及び職員と請願紹介議員であります。

また、今期定例会において、付託されました案件は、

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町税条例等の一部を改正する条例）

議案第45号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

議案第46号 財産の無償譲渡について

議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

請願第1号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」に関する請願書

請願第2号 海山の名前を残すことを求める請願書

の議案4件、請願2件、合計6件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告します。

まず、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて、紀北町税条例等の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑に入りまして、今回の改正による軽減によって、町民が得られるメリットについて、説明してくださいとの質疑に、今回の改正については、町県民税、固定資産税、軽自動車

税についての軽減措置があります。町県民税については、住宅ローン減税により、平成26年度実績で28名、97万1,358円の軽減。軽自動車税については、税率引上げの1年延長より161万600円の軽減、固定資産税については、負担調整措置の2年延長等により、税額約3,900万円が軽減対象となっていますとの答弁でした。

次に、軽自動車は町民の重要な足となっています。軽自動車税の引上げ改正も今回限りとは思いますが、国の方針とはいえ、市町はどうにもならないのでしょうかとの質疑に、軽自動車は普通自動車と比べ、税額が2万円以上の差があります。また、耐用年数も軽上乗用自動車で約12年、軽貨物自動車で約13.5年となっていることなどから、環境面で配慮しても今回の改正については、仕方がないものと考えていますとの答弁でした。

次に、旧3級品のたばこは、どのようなものですかとの質疑に、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバッド、バイオレット、うるまの6品目です。旧3級品のたばこは、特例税率が適用されており、これまで販売ランク外であった、わかばがシェア5位までになったことや、国民の健康維持、未成年への広がり等の観点から税率を引き上げてほしいとの声もあり、財務省からも国産6銘柄だけに適用されている特例税率は、世界貿易機関協定等に違反しているため、外交上、是正を求められている状況ですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第45号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての審査を行いました。

質疑に入り、本議会でもバッテリーが不調にならないようにという議論があったかと思いますが、消防団の取り扱う機器備品は多種あり、点検や動作確認は各消防団で実施していると思いますが、このポンプ車のような大きい備品については、危機管理課が点検をしているのですか。それとも消防団が点検しているのですかとの質疑に、各消防団には団詰所に配備しているポンプなどの機器類について、2カ月に1回は点検を行うようお願いしています。また、1カ月に1度は放水訓練を行っているのです、その際に、機器類の動作確認をしていると思います。ポンプ車の点検についても、基本的には消防団でお願いいたしますとの答弁でした。

次に、議会でも議論になったと思いますが、冷房設備はポンプ車への配置ということで、よろしいですかとの質疑に、冷房設備は車両への設置となりまして、仕様書にも明記しています。メーカー標準の冷房装置が付いていれば、それで条件を満たしていることになり

ますし、標準のものがなければ納入業者が新たに付けることとなりますとの答弁でした。

次に、議案の提案理由の中に、買い換えによる財産の取得とありますが、旧車両の使用年数と耐用年数、また、再利用はあるのかどうか、それについて教えてくださいとの質疑に、旧車両の使用年数は、新車両の納車時点で14年です。法定耐用年数は、消防車両で5年となります。また、再利用については、車両は14年を経過していますので、納入業者に引き取ってもらいますが、小型動力ポンプについては、修繕等を行った上、消防署で再利用する場合がありますが、状態が悪いものについては、廃棄する場合がありますとの答弁でした。

次に、町内の各消防団詰所に配備しているポンプ車の今後の配備計画を教えてください。また、合併後10年経過するが、合併前に配備した車両も現在使われていますかとの質疑に、消防団に配備してあるポンプ車は、全部で27台あります。毎年2台程度、買い換えており、概ね14年程度の経過年数で買い換えしていく計画となっています。合併前に配備したポンプ車も現在、使用しているものはありませんとの答弁でした。

次に、入札の落札率が98.56%となっていますが、入札の経過がわかる資料を求めることはできますかとの質疑に、今回の入札は、一般競争入札で行っております。入札参加者の対象は、町へ登録がある44社となっています。公告は紀北町ホームページで行いましたので、資料として提出しますとの答弁でした。

ほかに2件の質疑・応答があり、資料として、入札公告を配付させました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第46号 財産の無償譲渡についての審査を行いました。

質疑に入り、無償譲渡というのは、申し合わせ事項であって、契約事項ではないのですかとの質疑に、国土交通省と申し合わせをしまして、契約書の形では結んでいません。議決をいただいた後に、国土交通省に浄化槽を戻すという申し合わせになっていますとの答弁でした。

次に、トイレの管理について、借地料として一般社団法人 みえ熊野古道 J A P A N に支払いするとのことですが、支払方法は、いったん町から国土交通省に支払って、その後、国土交通省から、みえ熊野古道 J A P A N に支払うという方法ではなくて、町が、みえ熊野古道 J A P A N に直接支払うという方法ですか。国の土地だから、三浦から侵入できないと私は聞いていますが、それと、無償譲渡の意味についての関係を教えてくださいとの

質疑に、紀北パーキングエリアを介しての高速道路への進入の話と、先ほど、議員が言われた専用トイレの掃除等の支払いについては、まったく関係がございません。高速道路への進入については、インターチェンジ以外から車等の進入はできないとのルールがありますので、進入はできないことになっています。

始神テラスを建設した底地につきましては、国土交通省から占用ということで、無償借受をしています。その条件として、完成後の掃除、消耗品の管理について、国土交通省が整備するトイレも含めて、町が行うことになっています。それらの費用について、町から一般財団法人 みえ熊野古道 J A P A N に管理委託料として支払うことになっていますとの答弁でした。

ほかに7件の質疑応答があり、資料として近畿自動車道尾鷲多気線の路側駐車場区域に設置する防災施設と休憩施設の建設に関わる申し合わせを配付させました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について、本委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに、財政課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入りました。

質疑に入り、本会議でも質疑がありましたが、平成26年当初予算で800万円の予算措置がありました。今の説明で出来高として295万9,200円の積算を行ったということですので、工事請負金額732万4,000円から295万9,200円を差し引くと、約436万円となります。また、違約金として74万円が、町に納められており、436万円から74万円を差し引くと362万円となり、今回、予算計上されている523万6,000円と、合計すると約860万円になります。平成26年当初予算に計上された800万円と比較すると、約60万円増額となっておりますが、それは何故ですかとの質疑に、喫煙コーナーの設置工事に、町民ホールの仕切りドアを含めております。東長島スポーツ公園の使用に関して、町民ホールを救護室として使用したいとの要望があり、セキュリティ上、仕切りドアが必要となったため、増額となっておりますとの答弁でした。

次に、違約金に関してですが、74万円は、町にどのように納められたのですかと質疑に、違約金は契約時の契約保証金の10分の1である74万円を、契約条項上、違約金に充てることとなっておりますので、その保証金を充当いたしましたとの答弁でした。

次に、平成26年度に関しては、契約違反があったが、出来高を精算して工事は終了して

いる。今回、計上された事業に関しては、工事名等は同じであるが、事業内容に追加等があるため、平成26年度当初予算の事業費800万円と、補正予算で計上された523万6,000円と、26年度中に精算された金額等を合計した事業費は、イコールにならず、比較することはできないということですかとこの質疑に、そのとおりですとの答弁でした。

次に、入札経緯について、落札してから資金調達困難になった理由の工事続行不能になるまで期日はどのぐらいでしたかとの質疑に、工期については平成26年11月28日から平成27年2月25日で、工事続行不能届けについては、平成27年2月5日に提出がされております。理由は資金調達が困難になったためとの答弁でした。

次に、諸経費は幾らでしょうかとの質疑に、諸経費は109万7,814円です。共通仮設費で4%、現場管理費12%、一般管理費11%ですとの答弁でした。

ほかに、7件の質疑、答弁があり、資料として、平成27年度紀北町一般会計予算委員会資料及び入札関係、契約関係、請負契約解除、出来高検査、違約金についての説明資料を提出させました。また、建設工事請負契約書の条項も提出させました。

次に、企画課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入りました。

質疑として、本会議でも質問がありましたが、この250万円の使い道について、本会議での説明漏れがありましたら説明してくださいとの質疑に、本会議での生涯学習課長の説明以外に、付け加える説明はありませんとの答弁でした。

次に、コミュニティー助成について、3年目になるのですか、また、今年度は初めての事業ではないことから、当初予算でなく、6月補正に計上することとなった理由を説明してくださいとの質疑に、当初予算への計上については、財団法人自治総合センターからの助成金の決定日が、平成27年3月25日であるため、当初予算への計上は間に合いませんでした。これまでの実績ですが、平成25年度は島勝の山車保存会。平成26年度が、白浦、大白浦まつり祭典委員会、海山芸能道場賀楽多への補助となっていますとの答弁でした。

次に、危機管理課所管分につきましては、質疑として、この負担金の訂正について、平成27年度当初予算ではなく、今回の補正予算で計上された理由を教えてくださいとの質疑に、今回、計上した補正予算の内容ですが、三重紀北消防組合に新規採用された職員は、鈴鹿にある三重県消防学校に8カ月間、初任科研修を受講する必要があるため、往復31回の交通費が必要で、当初予算はその研修に行くための車借上料70万1,000円を計上していました。しかし、昨年12月に県内のほかの消防組合で、研修に向かう途中で、同乗の新規採用職員3名が交通事故により死傷する事故がありました。このため、三重県消防学校から今後は、

公共交通機関を利用するよう、今年2月に依頼があり、その後、県内で調整を行い、4月に県内すべての消防が足並みをそろえ、申し合わせができましたので、今回、新規採用職員7名分の車借上から公共交通機関の通学費用の差額の増額分134万9,000円の補正予算を計上することになり、紀北町の負担分50.87%の割合で計算した68万6,000円の補正予算を計上させていただいたものですとの答弁でした。

次に、関連で報告第1号の繰越明許費についてですが、消防費の地震・津波災害避難路等整備事業の事業内容を教えてくださいとの質疑に、繰越分の491万円については、名倉の津波避難路の整備事業であります。昨年9月の補正予算で認めていただいた事業で、10月からJR東海との協議を行っておりましたが、事前協議の回答が今年の2月にあり、3月に町から正式に協議を行いました、協議時間を要したため、繰越させていただくものですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、請願第1号「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」に関する請願書についての審査を行いました。

事務局が請願書朗読の後、紹介議員への質疑が行われました。まず、紹介議員から、私は日清、日露、第一次、第二次世界大戦を体験した祖母から、戦争は絶対にだめだと聞きながら育ってきました。そういうこともあり紹介議員とさせていただきました。私のわかる範囲で説明させていただきます。

国際平和支援法案は、新しい法案で、これは安全保障をめぐって他国の軍隊を後方から支援するという恒久的にしたいという法案で、また、平和安全法制整備法案では、10本の法律を、10本の法案というのは、自衛隊法。2つ目は、国連平和維持活動、PKO協力法案です。3つ目が周辺事態法案、4つ目が船舶検査活動法、5つ目が武力攻撃事態法、6つ目が米軍行動関連措置法、7つ目が特定公共施設利用法、8つ目が海上輸送規制法、9つ目が捕虜取扱法、10個目が国家安全保障会議設置法。難しい名前の法案ですが、それぞれが戦争に関するものなので、一つひとつ審議されるべきであると思います。

そして、世論調査でも4月の時点では、共同通信では賛成35.2%、反対48.4%あり、国会で審議が進んでいくうちで、6月には読売新聞でも、この法案に対して80%の方が、政府は法案に対して十分に説明しているかという問いに、説明していないと答え、説明しているという意見は14%でした。NHKでも56%の方が、ちゃんと説明されていないと言っ

ています。朝日新聞でも、59%の方が反対と答え、賛成は30%です。時間をかけて慎重審議を重ねる、この請願を皆さんに審議していただき、可決していただきますようお願いいたしますとの説明があり、質疑に入りました。

この文章は不透明な部分があります。衆参両院議長宛てと関係省庁に強く要求すると、両法案の取り扱いに関しては、何を強く要求するのか。現在においても国会で、この法案に対していろいろな意見があつて、賛成・反対意見を賑わせているわけですが、国会においても我々の国会議員先生が議論をされているわけですが、明確な記述がありません。例えばこの法案を廃案にすべきであるとか、慎重審議しかない。

それでは、国会で慎重審議をしていないのか。国会で一生懸命審議されている。どういうふうにご考慮されるのか、紹介議員にお伺いしたいとの質疑に、この請願をどこに提出すべきかということですが、請願が出され可決されますと、紀北町では内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に提出するということでご心得ています。国会で審議されていますけれども、よくわからないそのものだと思うのです。

70年間、平和を守ってきて、誰一人として自衛隊が外国で人を殺さず守ってきた平和に関する、何よりも大切な命に関わる法案を、安倍首相はアメリカで国会にも通してないにもかかわらず、夏までにこれを通すという約束をしてきました。日が決まっているように、現在、審議されていますので、賛成であっても、反対であっても、十分に審議して欲しいという請願だと理解していますとの答弁でした。

次に、慎重審議されていないと考えていることについてですが、反対する意見を言うのであれば、対案が必要ではないのかということですが、反対するのであれば、こうあるべきだということ、対案を示すべきであると思えますとの質疑に、大変なことであるので、今国会で成立させるということではなく、賛成も反対も慎重に審議していただきたいということです。九条の会の皆さんは、9条を守りたいという一心で活動されているのですが、今回の請願は、それも含めて賛成も反対も、大変重要な法案であるので、慎重審議して欲しいということのご答弁でした。

次に、日本人として戦争放棄は当然のことであると思えます。そのために、国会で審議されています。我々に選ばれた国会議員が議論しているということをご尊重していくべきではないでしょうか。国会議員を信用していないということではないのですか。こうであると信念を出していくべきではないか。廃案にせよと、新聞にも廃案という意見も掲載されておりました。内容を見せていただいた中では、できるのであれば再度、検討していただ

き、再提出していただければと思いますとの質疑に、私の気持ちとしては、廃案にすべきと思っています。しかし、今回の請願は、もっと国会で慎重に審議して欲しいという九条の会の皆さんの思いですので、私も賛同し、紹介議員をさせていただきました。貴重な意見をいただきまして、議員発議で反対せよということで、請願からは外れますが、私も個人的には法案に反対です。しかし、今回の請願は短時間で答えを出すのではなく、今国会での成立に対して、世論調査のうち、共同通信では55.5%の方が、今国会での法案成立に反対ですし、読売新聞でさえ59%の方は、今国会の成立に反対であり、より慎重に審議して欲しい、十分に国民に知られていないということですので、請願の願意は、これに叶うものであると考えますとの答弁でした。

次に、この請願書の最後の結びの部分ですが、この両法案の取り扱いに関して、関係省庁に強く要求するという文章になっているのですが、願意については、よく理解できるのですが、我々は提出していただいた文章の内容について、討論するものですから、関係省庁に強く要求する、何を要求するのですか、明確になっていないですねとの質疑に、皆さん一生懸命議論して作成された文章だと思います。議会の形式の中で、言葉の面もあろうかと思いますが、5番目にあります、今通常国会での成立を急ぐのではなく、時間をかけて国民的議論を重ね、慎重審議をするということに関係省庁に強く要求するという意味ではないかと思います。わかりにくいということではありますが、何分、住民の方ですので、形式になれないこともありますことから、ご理解をお願いしたいと思いますとの答弁でした。

次に、請願の内容について、その通りだと思います。しかし、我々の代表である国会議員の方々が慎重に審議されていることと思います。提出された方々とは、多少なりとも主義主張が違うのですが、安倍さんがあまりにも性急に物事を進めているということは間違いないと思います。そういった中で、参考人の予期せぬ回答が返ってきたりということがあって、慎重に審議せざるを得ない状況になってきています。

ですから、我々が意見書を出すということではなくて、私としては見守ってあげたいということ。国会議員の先生方に、我々は付託しているということですから、今この意見書を提出することについては、賛同しかねるというのが本意ですとの質疑に、おっしゃるとおりなのですが、大変な問題で、賛成も反対もあることから、より慎重に国民に幅広くわかるようにして欲しい、国会議員さん頑張ってくださいねという趣旨の請願であると思います。また、表現の方法で、よくない部分があるということですが、私も不慣れなもので

すから、願意はくみ取っていただいて、文章の不備なところは、どうすればいいのか、知恵を出していただいて、委員会として採択されるよう重ねてお願いいたしますとの答弁でした。

そのほかにも7件の質疑応答がありました。

討論に入り、反対討論なし、賛成討論として、この法案が出されてから、いろいろな審議がなされています。テレビを見たり、新聞を見たり、町の方々もされております。ところがこの中身が本当にわかりにくいということが大勢を占めています。それではいけない。戦争法案の参考人、憲法審査会の3人の方が問われて答弁をしています。

それを受けて、町の人はどうのように言っているかといいますと、本当にわかりやすかった。一番わかりやすかったと、例えば自民党推薦の長谷部さんも、集団的自衛権が許されるという点は、憲法違反であると明確に、3人それぞれ違憲であると言われました。学者であるので、そのように言われているということも聞こえてきますが、そういうことではなく、専門家である学者が、ましてや自民党が推薦した長谷部さんが、違憲であると厳しく論理的に説明してくれたという意味で、国民の方々が見て、わかりやすかった。今までの国会の答弁がされても、わかりにくかったけど、これでわかったという声も出ています。

しかし、これは国民一人ひとりができるだけわかってもらえるような説明を、安倍首相はしなければならない。国民がわからないまま可決されれば不幸だと思います。第二次世界大戦の前に戻ってしまうのですから。ですから、町の人にできるだけ多く知っていただくという点からも、この請願は大事なものであると、私は認識していますとの討論でした。

次に、賛成討論として、まず紹介議員は紹介する以上、もっと効果のある、もっと良いものを出していただきたい。私はこの問題について、賛成するという意味よりも、この政権がやっている経済政策についても、外交政策についても、日本がおかれている状況は、胸突き八丁になります。日本が大変な事態に陥る可能性があるという観点から、今の安倍首相のやることは支持できない。この請願は、私の考え方が含まれるものですから賛成しますとの討論でした。

以上で討論を終了し、採決に入り、賛成少数。よって、本案は不採択すべきものとして決定いたしました。不採択の理由は、願意は理解されるが、本請願の趣旨は不明確で、ただちに賛同することができないためであります。

次に、請願第2号 海山の名前を残すことを求める請願書については、十分な調査研究が必要であるとの理由から、閉会中の継続審査の申し出を行うことに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された6案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

東清剛議長

総務財政委員長、どうもご苦労さまでした。

次に、教育民生常任委員長 家崎仁行君の報告をお願いいたします。

家崎仁行君。

家崎仁行教育民生常任委員長

おはようございます。

平成27年6月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月11日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名出席のもと開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、生涯学習課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第41号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第43号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例

議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

議案4件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第41号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

質疑に入り、委員より、この小規模保育事業というのは、待機児童解消のためにできたものだと思いますが、紀北町では小規模保育事業というのは、ありますかどうですかとの質疑に、課長より新制度は、この4月1日から施行されます。紀北町にはございませんとの答弁がありました。

また、委員より家庭的保育事業は、保育所と同じ考えでいいのですか、内容が違う部分があるというのであれば、内容の説明をお願いします。また、これは2歳、3歳児に限定された保育所と理解してよろしいですかとの質疑に、課長より幼児の保育については同じですけど、保育所は0歳児から就学前までのお子さんを預かる施設です。家庭的保育事業

というのは、基本的には3歳未満、2歳以下の保育を行うものです。2号、3号と認定がございまして、2号は3歳以上、就学前の保育を必要とする幼児、3号は3歳未満の乳幼児で、この2号、3号認定が保育所でございます。家庭的保育事業は、3号にあたりまして、3歳未満のお子さまを預かる保育の事業所です。保育の内容については同じです。また、3歳未満ですので、2歳以下です。0歳から2歳までのお子さん、基本的に2歳以下のお子さんとなっております。

基本的でない場合というのは、保育所がいっぱいで入所できない場合には、特例で事業所に預けるといえることができますが、紀北町の保育所のほとんどが定員に満たない状態ですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

質疑に入り、委員より、今回の国民健康保険法施行例の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたためということで、町民も暮らしが大変で、保険料も大変で、保険者である自治体も大変な中、国が保険者支援として、2015年度に予算を付けていただいたものですが、これに関した改正だと理解しています。国が定めたとおり率を変えたような説明を伺いましたが、国のとおりに変えられたかどうか、自由な部分も町にはあると思いますが、そここのところの説明をお願いしますとの質疑に、課長より、国から公布された施行例の改正に伴い、同じような改正を加えたものですとの答弁がありました。

また、委員より軽減策の施行日ですが、5割とか2割の軽減の幅が広がるということは、被保険者にとって軽くなることで、喜ばしいことで、今年の4月から実施されるということです。限度額は少し上がりますが、それは高所得者の方の保険料で、その方にはたくさんいただいてもいいのではないかと思います。それが来年度からになっていますので、その辺の町の判断はどうですか。国は4月から施行してもいいですよということなのに、町の判断として、来年度からになっていますが、その経緯を詳しく説明してくださいとの質疑に、課長より、国民健康保険の施行例は、平成27年4月1日から施行ということですが、本町においては、来年の平成28年4月から、限度額については1年遅れで施行することになっています。厚生労働省の保険局から通知におきましては、保険者においては、これまで同様、保険料賦課の実情に応じて、引上げられた時期を判断することが可能だという

ことで、いつ改正しろとは書いてありません。これまで限度額を上げる場合は、紀北町におきまして、旧町時代からこれは町民に逆に負担を強いる部分ですので、この部分につきまして、周知期間を考慮し、1年後に施行としてきました。一昨年も少し上がりましたので、その前は4年前ぐらいにもありましたが、同様に1年間の周知期間を得まして、1年遅れで施行していますとの答弁がありました。

また、委員より慣例にしたがってということで、低所得者が多い国民健康保険の加入者の中で、高所得者の人にも配慮したということで、それが町の方針ということですね。限度額が上がると、一般的に低所得者の人の保険料も上がるのではないかという説もありますし、料率も紀北町では変わっていないようですが、変わるのが普通という説もあります。その辺り、低所得者の方に影響はないのだと思いますが、そのところを理解できるように、詳しく説明をお願いしますとの質疑に、課長より、限度額を引き上げるとということで、全体の保険料が上がるのではないかということですが、保険料を算定するにあたりまして、過去3年分ぐらいの保険料の収納率をみつつ、保険料を算定しています。率につきまして、今、国保財政は厳しいといいながらも、何とか基金等を使い、一般会計の法定外繰入もせず、何とかやり繰りできています。保険料全体を上げるということに関しては検討はしていません。ただ、限度額については、国のほうが上げていいということだったので、少し保険財政の助けになるように上げることにしました。それで上げた場合に保険料を再計算しますと、全体的に保険料が増えますので、もう一度、保険料率を割直した場合、料率が上がったということにつながるケースがありますが、今回、保険料と率を変えず、限度額の部分のみを上げさせていただくので、ほかの方の保険料が上がるということにはつながりませんとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成。よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第43号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、本会議では老朽化に伴い3月に解体が終わったと伺っています。住民も少なくなっていますが、やはり、あの地域には必要があって建てられたものだと思います。今回、住民の皆さまとの合意で、こういう結果になったと思いますが、いつ頃、建てられたのか、その辺の詳しい経過を教えてくださいとの質疑に、課長より、見千代鼻集会所は、昭和45年に建築されました。その後、昭和58年に、直ぐに近くに汐見集会所が建設されており、現在、集会所用務は、汐見集会所で行われており、見千代鼻教育集会所は倉庫

として使用されております。

しかし、築後45年が経過し、鉄板葺きの一部がはがれて飛んだこともあり、地域の方に迷惑を及ぼす可能性も高くなってきました。区長さんと協議し、本年3月に解体をいたしました。なお、そこにあった荷物については、地域の方々が整理し、残すものは汐見集会所に移転されていますとの答弁がありました。

また、委員より、この見千代鼻というのは、読めません。このような時は、振り仮名を振ってもらいたい。読めないなら配慮して、カタカナか、ひらがなを振ってもらいたいと思いますがとの質疑に、課長より、委員おっしゃるように、読みにくく、振り仮名を振ったほうがよいと思います。議案作成部署と相談いたしますとの答弁でした。

また、委員より、集会所に教育とついでいる教育集会所とは、どのような施設で、特別な利用があるのでしょうかとの質疑に、課長より、以前、地域改善事業という事業がありまして、この事業を活用して建設した集会所は、教育集会所という名称を付けていますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成。よって本案は、原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第2号）、福祉保健課分の審査を行いました。

委員より、9ページの臨時福祉給付金事業と地域医療介護施設整備費等助成事業の2点について、お伺いします。今年も昨年に引き続き給付があるので、この中で嘱託職員の賃金等が計上されています。嘱託職員は現在、仕事がなくなって困っている町民もみえますので公募されていますか。地域医療介護施設整備費等助成事業ですが、本会議で県の補助金で町から出るとのお話でしたが、それが紀北広域連合で認可されたとお話でした。これは県議会で決まって、窓口だけが町にくるのか、その辺の仕組みを説明お願いしますとの質疑に、課長より、9ページの賃金ですが、内容は約6カ月雇用の臨時職員の賃金です。短期間の雇用ですので、公募はしない予定です。できれば昨年度の仕事に慣れた方にきていただきたいと考えております。

10ページの補助金ですが、県補助金であり、町経由で申請します。地域密着型施設の認可は、保険者である紀北広域連合であります。補助金につきましては、市町の福祉課を経由して県に申請することになっておりますとの答弁がありました。

また、委員より、嘱託職員については、6カ月ぐらいなので慣れた方がよいということ

ですが、たくさんの方に機会を与える方法が、良いのではと思います。一般の嘱託職員の方も1年とか、5年とかで、たくさんの方に機会を与えているために、その都度、試験を受けて再雇用されていると聞いています。たとえ6カ月でも公募の方法をとれないのかと思います。再度、お願いいたしますとの質疑に、課長より、6カ月以内の雇いですが、事情によっては4カ月で業務を終わっていただくことも考えています。安定しない中で、来ていただくことなので、通常1年以上の場合は公募するものですが、短期で忙しい時だけ雇用させていただくことから、こういう形でさせていただくことに考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、臨時福祉給付金事業3,271万2,000円と、子育て世帯臨時特例給付金給付事業904万8,000円の人数と金額、それと、288万円の嘱託職員等賃金の6カ月分は、何名分ですか。また、嘱託職員の社会保険料とリンクすることと思いますが、どのように算出されたのですかとの質疑に、課長から臨時福祉給付金給付事業ですが、国の計算式に基づきまして、4,000名で、金額は1人6,000円です。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業は、今年1月の児童手当対象者児童1,460人×1.2倍の1,750名で、金額は1人3,000円です。

嘱託職員ですけど、4名で、日額6,000円で、月20人分の計算をしていますとの答弁がありました。

また、委員より、嘱託職員等社会保険料45万6,000円は、少し高いと思いますが、どのように算出されたのか、厚生年金も含んでいたらわかるが、どうですか。それとこの人たちは1週間に何時間勤務ですか。また、町の正職員は8時間ですかとの質疑に、課長より、嘱託職員等社会保険料です。厚生年金も含んでいます。勤務時間は8時30分から5時までの7時間30分で、週5日勤務です。1週間あたり37.5時間です。また、職員は8時30分から5時15分までの7時45分ですとの答弁がありました。

以上で、福祉保健課分の審査を終わりました。

次に、議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第2号）、生涯学習課分の審査を行いました。質疑はありませんでした。

討論、採決に入り、反対討論、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成。よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました、4案件についての審査と経過の報告を終わります。今回は付託議案が少なかったため、委員会の審査については、議案、補正予算の内容に

ついて、すべて報告をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

東清剛議長

ご苦労さまでした。

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

東清剛議長

ここで休憩いたします、10時45分まで。

(午前 10時 30分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

東清剛議長

続きまして、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第45号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第46号 財産の無償譲渡についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について、総務産業常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

この契約のですね、いわゆる70万円の違約金をとっていますね。これは昔は、何ていうのか、同業者が連帯保証人になって、表題にですね、これ47号でしょう。

東清剛議長

47号です。

6番 瀧本攻議員

建設工事費の。

東清剛議長

補正予算です。

6番 瀧本攻議員

ちょっと中身、今日、見たんだけど、非常に、金銭保証しとるという言葉が、20年ほど前ですね、長年、完成保証制度を廃止してですね、こういうふうなアメリカが、これやっとなつたんですね、ちょっと忘れちゃったけど、金融機関だとか、主に金融機関ですね、金融機関、政府、損保、だから、これ金銭的保証と書いてありますね。だから、保証保険に入っておったのか、たぶん5%か、完成、いわゆる契約額のですね、10%前後を保証保険かけるわけですね。その点のことが、質疑があったかどうか。たぶんなかったと思うんやけども。

東清剛議長

10番 玉津充君。

玉津充総務産業常任委員長

瀧本議員の質疑にお答えします。

先ほどの質疑に対する委員会での質疑等ございませんでした。

東清剛議長

ということでございます。

ほかにご覧いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第1号「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」に関する請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

紹介議員として、まずはじめに、大変、詳しく委員長報告されたことに評価いたします。

ただ1点、お伺いいたします。今回の不採択であり、その理由といたしまして、願意は理解できるが、本請願の趣旨は不明で、ただちに賛同することができないため、私も紹介議員として、その経過をいろいろ答えさせていただきましたが、内容に質疑はできなかったもので、ここで改めて1点だけ、質疑させていただきます。

これは議員必携ですけど、請願の、町民の権利であります、請願の採択にあたっては、法律上の基準はないので、委員会の自主的判断になるが、一般的には願意が妥当であるかどうか。次に、現実の可能性があるかが、その判断の基準とされていますと書いてあります。この場合、願意は賛成できるが、本請願の趣旨は不明ということで、願意と本請願の趣旨の間に、相反するものがあつたのかどうか、お伺いいたします。

東清剛議長

総務産業常任委員長。

玉津充総務産業常任委員長

近澤委員の質疑なんですが、あくまでもですね、本委員会の不採択の理由については、願意は理解できます。ただし、本請願の趣旨は不明確であり、ただちに賛同することができないという理由であります。これ以外の理由はありません。以上です。

東清剛議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。ご苦労さんでした。

次に、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を行います。
議案第41号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。
質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

議案第43号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。
質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第3

東清剛議長

日程第3 閉会中の継続審査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員長より、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

ただ今から、本件についての質疑に入りますが、継続審査の理由に対する質疑のみとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、継続の申し出の理由についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今の継続審査に関してですけどね、要は、今回この継続審査になった案件、海山の字区を残すことですよ。その中でですね、本来は、これ請願としては、受付できんような中での緊急性をもったの受付だったと思うんですよ。その緊急性をもった中での委員会での理由、そして、その緊急性があって受付たにもかかわらず継続審査になったと。この経緯をちょっと委員長から、ちょっと報告してもらえますか。

東清剛議長

総務産業常任委員長 玉津充君。

玉津充総務産業常任委員長

入江議員の質疑にお答えします。

本件につきましてはですね、今、議員が言われたように、通常ではなくて、特別扱いの形で、緊急性があるからということで、議運が終わってから提出された議案でですね、議長が緊急性があるということを認め、そして、議会運営委員会においても、そうであるというふうに判断いたしまして、本委員会に回ってきました。

したがって、本委員会としても、当然、緊急性を要するという判断のもとにですね、早急に委員会を開いたわけでありますが、その開いた時点で、この現在の段階では十分に

すね、調査がしきれないと、この期間内においてですね、意見をいろいろと総合しまして、そういうふうに十分な調査、研究が必要であると。現在は、その段階ではないということで、判断いたしまして、継続審査ということになりました。

しかし、これは我々としては、緊急性があるというふうに判断しておりますので、今回、継続になったといっても、早い時期にですね、これを審議ができる体制を整えて、早く審議を進めて、できるだけ早く審査を終了して、決定したいというふうに、委員会としては思っております。

以上です。

東清剛議長

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

ただ今、委員長の報告の中でですね、調査が必要だという答弁いただいたんで、その調査に対しては、何にする調査なのか。どういう調査が必要になったから継続審査にしたよと。これやっぱりね、海山区の方々の大きな住民、また、しいては紀北町となった、紀北町全体の問題です。だから、やはり今回、自治区をなくするという事は、去年の9月議会で、これ決まっております。

その中で字名を残すという運動が、突然、現れてきて、今回の議会の当初にですね、町長は行政報告の中で、そのアンケートをとっての結果と、町長の考え方を述べております。

その中で、さっき言ったようにね、調査が必要というのならば、どういう調査が必要の中で、するのか。そして、やはりこれ、もう1つは、やはり自治区を無くすることに関しては、やはり1年半ね、1年半という期間は、法務局との、法務省とのいろんな関連も、1つの理由であります。しかし、大きな理由は、これを変わるといふ地域の住民に周知させる、周知期間なんですよ。

それが、今度はこれ縮まることによって、周知期間が1年半を、自治区の場合はおいたけども、今度は海山区になって、字をつけるとなったら、期間がもう、どんどん、どんどん縮まっていってしまう。そういうことに関連の質問もあったのか。その2点だけちょっと。

東清剛議長

常任委員長。

玉津充総務産業常任委員長

質疑の中でですね、何故、緊急なのかという話もありまして、手続き上のスケジュールですね、来年3月31日をもって変更されると。そのスケジュールがいつ、それがですね、手続き上、いつがリミットなのか。いわゆるいろいろ手続きが、例えば、どういう手続きに、どれだけかかるとかというようなことの質疑もありました。

しかし、それは総務課長のほうからは、明解にですね、答えをいただくことができませんでした。そういうことも1つあります。だから、そういうことを見極めながらですね、早く審議を進めたいというふうに思っております。以上です。

8番 入江康仁議員

ちょっと議事進行で、いいですか、議長。

東清剛議長

答弁漏れ。

8番 入江康仁議員

答弁漏れ。

東清剛議長

指摘してください。

8番 入江康仁議員

だから、調査が必要となったのは、どういう調査が必要の意見が出たのか。要は、民意を反映するために、皆さんの地域の方々のどういう、また調査するのか。どういう目的を持った調査をやって、それを、民意を出す、結果を出すものの調査の目的を、ちょっと答弁いただきたいんで、よろしく。

東清剛議長

総務産業常任委員長 玉津充君。

玉津充総務産業常任委員長

その件につきましてはですね、この請願書が出てからですね、時間がないわけですね。だから、委員の中で、委員が請願書を見た。それから、その請願書の内容をですね、精査する時間が足りないという委員の意見がございました。その通りだと思います。だから、したがって、もう少し時間をもらってですね、議員として、その辺の、町民の意見も、もう少し聞いてみたいというような話もございました。

東清剛議長

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

ちょっと、あのね、要は、これははっきり言って、先ほど、当初述べたように、それで受付できないもんを、緊急性って、これ本当に議長も苦悩しながら、また、事務局も大変な時間を費やしてですね、これなったということで、そこの原点は何かという、我々はね。議会ルールの中で、それだったら、緊急性を議長に認めさすまでの請願者の、紹介者ですね、紹介者、議員です。議員そのものは、議員ルールはきちんと知つとるはずですよ。だから、私が言いたいのは、緊急性をもってするんだったら、早く出さないかんやないかと。そして、また9月で、通常だったら、門前払いですよ。これもう受付期間過ぎたから、次の9月議会の受付にしてくださいと。審査内容どうのやなしにね、その間にそんなら皆、知っている人らが、関連した人ら、また調査したらいいんですよ。

だから、私は議会ルールの中で、9月で受付、それだったら何も緊急性もないじゃないかと。それだったら、9月できちっと正規に受付て、皆で審議するもんだったら、皆でやったらいいじゃないかと。自治区の問題もそうです。これはやっぱりさ、皆でやっぱり審議する。この字名もやっぱり海山区だけの問題じゃなくて、我々紀北町一体ですから、我々も本当に、審議に加わりたい。その中で、私は緊急性を持った中である9月にずれ込むような、どっちみち委員会の結果が出たとしてもですよ、報告は9月議会でしょう。その時に出せるわけ、委員会で。そこが1点とき。もう委員会が結果、そこで出せるのかということと。9月までに、もっと早い時期というんだったら、7月でも、8月でもいいですけど、委員長の意見として出なかったんやったら、考え方もちょっと述べていただきたい。

東清剛議長

総務産業常任委員長。

玉津充総務産業常任委員長

紹介議員という話がありましたけど、紹介議員のですね、質疑に対する答弁の中で、この請願がですね、急きょ受付られて、今議会、この時間にですね、審議されるというのは、ちょっと早すぎて想定外だったという、想定外だったという、そういう答弁がありましたということを1つ報告しておきます。

それで、当委員会としましては、9月議会までですね、これを放っておくつもりはありません。だから、早く審議をしてですね、審議ができれば、臨時議会にあげてもですね、解決をしていきたいというふうに思っております。以上です。

東清剛議長

12番 東篤布君。

12番 東篤布議員

ちょっと執行部にお尋ねしましょうかね。

東清剛議長

それは、執行部はできん。

12番 東篤布議員

じゃあ、委員長にお尋ねします。このアンケートの結果で、請願が出てきたわけですね。

東清剛議長

わかりません。

12番 東篤布議員

いいですか。アンケートが出ました。そのアンケートの結果を踏まえて、町長のいわゆる回答が新聞に出た。それに対して請願が出てきて、これ間違いないと思うんですが、この5月11日付けで、いわゆる海山区住民皆さまに、いわゆる3,990名の方々に、アンケート用紙が配られました。このアンケートをとりますよと、議会に相談を受けた時には、既に予算化された上でね、私は議会が相談を受けたように思うんですが、その点をちょっとだけ教えていただけませんか。それによって、質問が変わってくるものですから。委員長、ご存じないですか。

いや、アンケートをとるよという報告は受けました。その時に、その時に。

東清剛議長

申し訳ないですけどね、所管委員会の委員なものですから。

12番 東篤布議員

いやいや、急に、何故こういうことを言うかという、これ請願を受理して、我々がどれだけ審議しても、今、県のほうの行財政課で聞いたんですよ、班長さんにね、田中さんという方に。前回もお話したんですけども、これは町長が、だめだというたらね、どんだけ議会でもっていてもだめなんです。そのようなことを請願を受理すること自体がね、問題になってくるわけです。所管の委員ですけども、こういうことが後から判明したものですから、執行部はそういうこと、当然、知っておった上で、このアンケートをとったんじゃないかと思うわけですよ。

ここに書かれていますね。

東清剛議長

篤布議員、申し訳ないですけど。

12番 東篤布議員

だけでも、ここに書いてある。

東清剛議長

所属の委員会に、所属していますんで、また、これ継続審査になりますんで、また、その時にでも。

12番 東篤布議員

いや継続審査してね、町長、いいですか、アンケートが書いてあるやん。意見を把握し、参考とするため。過半数以上の住民の意見が出てきておるのにですよ、それを町長は無視しとるわけや。だから、委員会はこれを継続審査するんやったら。

東清剛議長

もうやめてください。その中身について、申し訳ないけども、今回の場合はやめてください。また。

12番 東篤布議員

やめても構わんけども、どんだけ委員会でもんでも、町長がノーといったら、これ法的に通らんやで、県が言いよるんやで。

東清剛議長

いろいろ考え方がございますんでね。いろいろございますんで。

12番 東篤布議員

継続審査するんやったら、町長のこのアンケートをとった対応についてさね、審議せないかんと思う。

東清剛議長

それはまた違う場所でやってください。

12番 東篤布議員

一応、申し上げておきます。そういうことなんです。そんな住民を愚弄したようなアンケートなら、とらんでよかったんや。そういうことです。

東清剛議長

ほかに質疑される方はございませんか。

8番 入江康仁議員

議事進行。議事進行って、議長。やっぱり今のような発言して、これ混乱してしまうよ。やっぱりこれは常任委員会。

東清剛議長

ですから、止めたんです、今。

8番 入江康仁議員

止めたって、発言した。今度は立っておって、発言したら、発言した者の勝ちになるんかってなるよ。態度をきちっとしてください。

東清剛議長

わかりました。それは気をつけます。やめてください、そうしたら。今後は皆さん、気をつけてください。そういう指摘が。

不規則発言はやめてください。

(「はい」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

紹介議員は、質疑はできるかな。

できます。

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

私は緊急性をですね、して、議長がはからってくれたけども、非常に迷惑であったと、正直なところ。議会ルールがあるんで。それで、委員会に付託されて、それで、私の言いたいのはね、9月、なんですか、6月5日にですね、結局、アンケートの結果がメディアに報道されましたね、メディアに。

それで、町長が開会の6月9日にですよ、28%、してですね、28%で押し切った。それも議長も、それで押し切ってきて、緊急性したね。この点についてね、委員会としてね、執行部に対してですね、やっぱり丁寧なね、説明がなかった。課長もいうたら、ふにゃふにゃっとしとる。いわゆる請願の町民も、私がしましたけども。

だから、そういうことはなかったのかどうかという質問ですよ、私は、委員会で。そういうことですよ。あんた、終いまで聞いとらなあかんで。

東清剛議長

不規則発言はやめてください。

8番 瀧本攻議員

そういうね、執行部に対する。

8番 瀧本攻議員

そういういわゆる時系列でみた場合に、おかしいんじゃないかと。町長は住民の目線と
いっておるけど。一方的に、9月にポーンと出して、6月9日に。だから、それに対して
請願が起こってきたわけですよ。

だから、それに対して、私は委員会、閉会したけども、また、後で採決とる時に、委員
会でそういうことはもまれなかったのかと。執行部に対してね。議長に対しても。という
質問でございます。

東清剛議長

総務産業常任委員長。

玉津充総務産業常任委員長

瀧本議員の質疑にお答えします。

今、議員が言われたような質疑応答がですね、委員会の中で、ございました。その上で
ですね、皆さんが継続審査にするという結論にいたったということでございます。

東清剛議長

よろしいですね。ほかにございませんね。

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

ご苦労さんでした。

お諮りします。

請願第2号について、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査と
することに、賛成の方は挙手願います。

もう少しあげてください、名前を控えていますので。

しっかり挙げてください。

原さん、もう少し手をまっすぐ伸ばしてください。これはいつもね、これから注意され
んようにしてください。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

ありがとうございます。挙手多数です。

したがって、請願第2号は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4

東清剛議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第4 議案第41号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第41号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

東清剛議長

次に、日程第5 議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第42号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

東清剛議長

次に、日程第6 議案第43号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第43号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

東清剛議長

次に、日程第7 議案第44号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第44号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手

願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8

東清剛議長

次に、日程第8 議案第45号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第45号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

東清剛議長

次に、日程第9 議案第46号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第46号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手
願います。

(多数挙手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

東清剛議長

次に、日程第10 議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について
を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第47号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

東清剛議長

次に、日程第11 請願第1号 「国際平和支援法案」 「平和安全法制整備法案」に関する請願書を議題といたします。

討論を行います。

委員長の報告は不採択でありますので、まず、原案に反対討論される方はありませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

15番。私は、今、提起されました、この法案につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

多くの問題を含んでおりますけれども、できるだけ短くしたいと思います、是非、ご賛同いただきまして、この法案、是非、請願に書いてあるとおり採択に、皆さんの挙手をお願いしたいと思います。

1つは、この法案、今、全国でもずいぶん話題になっております。ただ、一番の大きな

問題は憲法違反だという、この法案でございます。これについては、ずいぶんいろんな方から聞かれますけれど、最終的には憲法学者3名の憲法審査会で、この法案については違憲だと、明確に理由をもって、違憲だという審査会の報告でございます。

その中でも、特に自民党から推薦された長谷部教授のほうでは、集団的自衛権が許されるという点は憲法違反だと。また、小林教授のほうでは、海外に戦争に行くというのは、憲法9条、とりわけ2項違反だということで、話されました。また、笹田教授のほうでは、従来の政府の憲法解釈を踏み越えてしまったので違反だと、明解に答えております。

これについては、この審査会の憲法を変える時に、審査するメンバーでございます。その方たちが、3人とも憲法違反だとおっしゃっております。この話を聞いて、国民、とりわけ私の近くにおる若い人たちも含めてですね、戦争はだめだと。そういう意味で、憲法違反であるものを、なぜ解釈会見をするんだということで、わかりやすかったということ委員会でも申し上げましたが、そういう大きな1つのわかりにくい、わかりにくいという国民の方、80%おられるということでございましたけれども、この3方の話を聞いて、全国的にもいろんな学者や文化人や、そういう人たちも声をあげております。

ノーベル賞受賞者の益川教授あたりも、このメンバーに名をつらねて反対声明が出ております。また、国会を取り囲んでのいろんなニュースも飛び込んできます。急速に、この戦争法案に対して、反対だという意見が大きく盛り上がっている状況でございます。

私は1つ紹介したいのは、小林教授の記者会見での話でございますが、この戦争法案の審査会のメンバーの1人でございますけれど、こう言っております。恐ろしいのは憲法違反がまかり通ると、憲法にしたがって政治を行うというルールがなくなってしまう。これは絶対に阻止しなければならない。何故なら独裁政治の始まりになると強調しておりました。確かに私もなるほどと思いました。憲法のルールがなくなると、時の政権がどういう格好でも解釈して、この戦争にかかわる問題については、どないでも解釈を変えてできるというような、そういう国になったんでは、本当に日本の国が平和で70年きましたけれども、これが無茶苦茶になってしまうという大きな分岐点であると、私は思います。

さて、この法案の中身は、委員会の中でも、私も発言をさせていただきましたけど、1つは、自衛隊の方たちが、若い方が多いんですが、殺される。また、殺してしまう。殺し、殺される戦地へ行かなくてはならない。これは若い自衛隊員であっても、父や母、親戚の方、兄弟、友人、そういう方も巻き込んでの犠牲が出てしまうんじゃないか、出てしまうやないかという格好で、この考え方、殺し殺される国にしてしまう。戦争法案が成立すれ

ば、事態は一変してしまう。自衛隊は現に戦闘が行われている現場以外の戦闘地域で、弾薬補給などの軍事支援を行い、その活動場所が戦闘現場になる可能性は十分あると、安倍首相も認めております。

そこで身を守るため、また、任務を遂行するための武器使用は、やってもいいんだと。これも安倍総理の答えでございます。自衛隊は、戦後はじめて殺し殺される戦地に踏み込むことになるということからも、これは許されるものではない。こう思います。

また、安倍政権の安倍首相の説明の中では、国民の命と平和の暮らしを守るためのものだと、盛んに言っております。法案はすべて自衛隊の役割を拡大して、海外派兵や米軍の支援に充てるものだと。地理的な制限ありません。地球上の裏側まで派兵してしまう。米軍のあらゆる戦争に参加してしまう。戦地で活動している自衛隊が、攻撃される危険があります。武器を使用して、殺傷行為を行う危険も高く、日本が殺し殺される道に入る危険、飛躍的に今の状態とまったく違う状況になります。二度と海外で戦争をしないと誓った憲法の平和原則を、根本からつくり変えてしまうものであります。憲法9条の下で、こういうことが許されるはずがございません。そういう状況になってしまう。

もう1つ申し上げたいのは、日本がどの国から攻撃を受けていないにもかかわらず、集団的自衛権を行使して、自衛隊が世界中で戦争に参加する危険がございます。集団的自衛権とは、自国が攻撃されたわけでもないのに、他国が起こす戦争に武力行使をもって参加することです。そのことを考えると、この集団的自衛権の行使というのは、本当に戦争をする国になってしまったということで、世界的にも認知されるということになりますと、いろんなボランティアでいっている。また後進国へお手伝いに行っている、そういう方たちも、日本の国は安全な国だと。戦争をしない国だと、今まで信用していただいておりますけれども、そういうものもずいぶん変わったものになってしまいます。

それと2つ目には、この安保の法案については、政治は慎重審議をして欲しいという声が、本当に多いんです。当町でも、そういうこの今回の請願もそういう意味です。三重県議会で16日には意見書を採択をされております。近くの中部9県の中でも、一番早くこの決議、採択をされて可決されております。意見書の中では、政府は海外での武力行使をしないとの平和憲法の原則を転換しようとしながら、審議を簡略化していると指摘、結論ありきで法改正を強行する姿勢は、容認できないと批判する。また、国民の多くが政府の説明を不十分と感じ、憲法学者も集団的自衛権の行使を認める解釈や法案が違憲であると指摘しているとして、通常国会での成立にこだわらず、慎重な審議をするべきであるという

意見書を可決されております。

ほかでも、今、ちょうど6月定例議会が多いので、どんどんこの議決が増えている。現在のところ、私の知っている限りでは、30市町がこの決議をされておると聞いております。もちろん廃止、中止も含めてですが、慎重審議もかなりあるようでございます。

それと、最後になりますけれど、この賛成討論として、私も委員会で参加をいたしました。先ほども委員長が報告されましたように、この請願は本当に願意が、皆さんよくわかられておられて理解されていて、それで、なおかつ否決になった。何故なのか。趣旨がよくわからないということなのですが、私ここで皆さんに是非、ご賛同いただきたいがために、ちょっと端折って、この要旨というものが、きちっと書かれている。

(「常任委員会で行っている」と呼び者あり)

15番 中津畑正量議員

常任委員会しとろうが、何しとろうが、かまんでしょう。

要旨として、1つには、5つの要旨が書かれております。海外に自衛隊を派遣し武力行使、戦闘行為を行う等の集団自衛権の行使を含むんやと、これではいけない。また、2つ目には、海外で自衛隊員が人を殺し殺される、その危険性があるということ。また、3つ目には、この一括審議でなくて、先ほど紹介議員もおっしゃって、委員長も報告がありましたけれども、10個の法律の改正案で、2つに絞って一括して出されている。これは大きな問題であると。5つ目には、一番大事な点でございますが、今、通常国会での成立を急ぐのではなく、時間をかけて国民がわかりにくいということで、迷っている。国民的な議論、国民の理解をもらって、この憲法なんかを変えていく、変えるのであればね。そういう意味では、国民的な議論が深まっていない。なんで慌ててこうなるのだというのは、テレビを見ていてもよくわかるということで、是非、皆さんのこの請願の願意も含めてですね、本当に、この請願を採択をして、国のほうに慎重審議を、是非してもらおうという立場から、皆さんの賛同を訴えるものであります。

少し長くなりましたけれども、どうぞ1つよろしくお願いを申し上げます。終わります。

東清剛議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

2番 原隆伸君。

2番 原隆伸議員

私は、委員でございます。この問題について、願意がわかりにくいということで、賛同しかねるということになったわけですけれども、私の願意は、廃棄を求めるとしていただきましたかった。だから、失礼しました。廃案を求めるということが、各委員の切なる思いだったように思います。その思いを取り上げていただけなかった。その紹介議員に、私は若干、怒りをおぼえます。

そして、私の思いを言いますけれども、私は経済政策にも外交政策にも反対である。経済政策の軸の反対の主たるものは、日銀が国債を買い、それを株式市場にもっていつておる。また、保険、社会保険なんかも、今後、株式市場に運用する、今、していますね。

それで、あと郵便局、それから農協の金も、今後、運用される可能性がある。そして、国の富を失わせる可能性が十分ある。

そして、外交政策については、この今、取り上げられておる問題が、今までの日本の平和を求めた経済政策を、今、外国で日本の企業が頑張っているところがあります。しかし、これをやることによって、私は例えていいかどうかわかりませんが、必死になって外国で働いておる人に、後ろから鉄砲を打っておるんだと、そう言っても過言じゃない。そういう意味も含むものだと思います。

そして、憲法学者が、大半の憲法学者が反対し、その後、聞くところに、変更があるかもわかりませんが、今、私が見たところでは、賛成の憲法学者が3人であると。そのような状況の下で、これを、廃案を求めるということができなかつたことをもって、私は賛同しないということは、あまりにも無責任じゃないか。やっぱり、今、進んでおる、昨日、今日の新聞を見ると、賛成討論でしょう。

東清剛議長

続けてください。

2番 原隆伸議員

昨日、今日の新聞を見ると、どうも強行採決されそうであると。このような状態においては、慎重審議を求めるところに、より賛同せざるを得ないと、そういう立場から賛成討論とさせていただきます。どうも失礼しました。

東清剛議長

ほかに賛成討論される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

請願の紹介議員として、賛成討論をさせていただきます。

私は委員会の中でも言いましたが、日清、日露、第一次、第二次世界大戦を経験した祖母の、両親は共働きでしたので、おばあさんに育てられました。その時、最後には大事な息子まで失った。絶対に戦争はあかんのや。そう言い続けられて、育てまいりました。

そして、私は母たちになんで、子どもでもわかっとするのに、大人は戦争したと問い続けてきました。今回、またその立場が逆になるかのような、日本の情勢になってまいりました。私は、自分の子どもたちや、まだ孫はおりませんが、私と同じようなことを言わせることはできません。戦場に若者を、子や孫を送ってはならない。そのことを何よりも願っております。

今回、6月9日に提案されましたが、その日でも埼玉県の滑川町議会では、全会一致でこの法案に対する意見書を、全会一致で可決しております。その内容は、多くの国民が危惧しているのは、不安を覚えるのは説明の不十分さなどからではなく、集団的自衛権を行使することが、起きることを憂慮しているといっています。法整備に費やしているエネルギーと同じだけ、外交努力を積み重ねることを望むと、この意見書にはあります。本当にそのとおりだと思います。

今、国会でも、地方議会でも、30を超える議会で、この慎重審議、また、廃案を求める請願書が可決されておりますが、今回のこの請願、願意は認めるが趣旨が理解できない。この委員会で不採択となりました、この理由、本当に私は理解することができません。議会というのは、皆さんの町民の権利である請願を受付けて、願意が妥当であれば採択するのが普通だと、私は思います。

議員の皆さん、子や孫、そして、いろんな立場はあるかと思いますが、戦争は絶対にあかん。そういう国民の8割の皆さんの声、また、この地方でのたくさんの声を代表する議会として、紀北町議会の良識を示していただきたい。そのことをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

そして、最後に、私、憲法9条を朗読させていただきます。

私いつも、これが何よりも大切、名刺の裏に印刷しております。

憲法9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久

にこれを放棄する。

2条 前項の目的を達するため、陸海空軍、その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

これが、今、問われております。議員、皆さんの賛同を心からお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

東清剛議長

2項やって、変えてください。

7番 近澤チヅル議員

憲法9条のところですね、憲法9条の2項のところでした。戦力を持たないというところ。2と申しますが、2項です。失礼いたしました。

東清剛議長

ほかに賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

日程第11 請願第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

原案に賛成、原案を踏っています。原案です。

原案ですから、原案。原案です、さっき言いました、原案に対して、委員長報告じゃないです。委員長報告は不採択ですけども、原案に対して、今、採決をとっています。

(多数挙手)

東清剛議長

ありがとうございます。

挙手多数です。

したがって、本案は採択することに決定いたしました。

拍手はちょっと控えてください。

日程第12

東清剛議長

次に、日程第12 推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件については、6月30日をもって選挙による農業委員会の委員が任期満了になります。議会から推薦した委員についても、選挙による委員と同様、6月30日をもって自動的に失職することから、新たに議会から農業委員の推薦をするものであります。

お諮りします。

推薦の方法については、選挙によることとし、指名推薦の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、推薦の方法は選挙によることとし、指名推薦の方法で行うことを決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は2人とし、お手元に配付の名簿のとおり、入江康仁君、玉津充君の両名を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、入江康仁君、玉津充君の両名を推薦することに決定しました。

先ほど、請願が採択されたことにより、意見書が提出されることとなります。

東清剛議長

ここで、暫時、休憩いたします。

12時まで休憩いたします。

(午前 11時 47分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 0時 00分)

東清剛議長

請願が採択されたことにより、意見書が提出されることになりました。

配付済みですか、意見書。

配付漏れはございませんか。

これを日程に追加し、別紙のとおり追加日程とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案についてを日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに、議題とすることに決定しました。

追加日程第1

東清剛議長

追加日程第1 意見書案第1号「国際支援法案」「平和安全法制整備法案」に関する意見書についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

意見書案をもって提案理由とさせていただきます。

「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」に関する意見書（案）

「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」は、「集団的自衛権の行使は認められない」としてきた従来の憲法解釈を大転換し、「集団的自衛権行使」を規定し、今後違憲訴訟が提起される可能性があるものである。

したがって、両法案に関しては、国会審議を通して、広く国民に周知し、国民的理解を得た上で決定すべきものであり、今通常国会成立に拘ることなく、慎重審議を進めるよう、紀北町議会として衆・参両院議長宛に意見書を提出することを求めます。

記

5月15日に安倍内閣が通常国会に上程した「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」は、「日本国憲法の下では、集団的行使は認められない」とした歴代政府の憲法解釈を転換した「閣議決定」に基づき作成され、集団的自衛権行使を含む法案である。

「集団的自衛権行使」は多くの世論調査で賛成意見は少数で、反対意見や国会での慎重審議を求める意見が多数である。

安倍首相は「国民に丁寧に説明していく」と明言してきたが、特に「平和安全法制整備法案」は元々10個の法律の改正案を一括したもので、個別的自衛権・集団的自衛権・PKO活動など多岐にわたる内容を含んでおり、議員の中でも賛否が分かれるものである。このような法案の一括審議を求めることは、安倍首相の説明に反する行為である。

したがって、両法案の取扱いに関して、関係省庁に強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月19日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 東 清 剛

衆議院議長 大 島 理 森 様

参議院議長 山 崎 正 昭 様

内閣総理大臣 安倍晋三様

以上です。

東清剛議長

以上で、提案説明を終わります。

これより、議案の審議に入ります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

まず、この意見書の最初の条項の終わりのところですね、紀北町議会として、衆・参両院議長宛に意見書を提出することを求めます。求めますじゃないと思うんですね。その辺をどうお考えでしょうか、文章がおかしいと思います。

それから、もう1点、最後のところですね、したがって、両法案の取り扱いに関して関係省庁に強く要求する。これは委員会の審議でも出ておりました。何を要求するのですか。これを書かないといけないと思いますが、提案者いかがお考えでしょうか。

東清剛議長

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

玉津議員からご指摘をいただきました、意見書を提出することを、提出すると直したほうが、そういうことも含めまして、先ほど、議長に、両法案に関して慎重審議を求めるという趣旨でしたので、そここのところについての指摘は、今、あったと理解しておりますが、町民の皆さまの意見を採択していただきまして、議長とも相談して、この議会で可決していただいた皆さんの思いがより正しく反映するよう、字を訂正させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

東清剛議長

議長でなく、皆さんで決めてくださいよ。

7番 近澤チヅル議員

よろしいでしょうか。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

やっぱりですね、我々はこのペーパーでもって判断するものですから、これを直していただけないと、意見書として承認できないと思います。

東清剛議長

ちょっと休憩させてください。12時30分まで休憩いたします。

(午後 0時 04分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 0時 30分)

東清剛議長

1時まで休憩いたします。

(午後 0時 30分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

東清剛議長

先ほどの意見書の訂正についてを、会議規則第20条第1項の規定により正誤表により訂正したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

それでは、近澤議員にお願いいたします。

近澤議員。

7番 近澤チヅル議員

長時間、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、正誤表をお手元に配らせていただいております。読んで、提案に変えたいと思います。右側ですが、玉津議員からご指摘がありました、「衆・参両議院議長宛に意見書を提出することを求めます」を、「衆・参両議院議長」、その次に「内閣総理大臣宛に」を加えていただきまして、「意見書を提出する。」に訂正いたします。

下のほうは、「両法案の取扱いに関して、関係省庁に強く要求する。」何を要求するのかわからないというご指摘でしたので、「慎重審議を強く求める。」に改めさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

東清剛議長

それでは、今の説明に対して、質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 意見書第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

東清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さま、6月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、提案いたしました案件につきまして、原案のとおりお認めいただき、ありがとうございます。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら町政運営にあたってまいります。また、行政報告でも申し上げたとおり、今月28日には、紀北パーキングエリア及び始神テラスがオープンすることとなります。一人でも多くの方に町中においていただけるよう、この始神テラスを拠点として、紀北町をより一層PRしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、梅雨どきの天候不順の折、議員や住民の皆様におかれましては、健康にご留意され、ますますのご活躍をいただきますよう、ご祈念申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

東清剛議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

平成27年6月定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、6月9日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会することができましたことを、心から御礼申し上げます。

これから夏本番を迎えるとともに、梅雨のうっとうしい時期を迎え、体調面にくれぐれもご自愛いただき、一層ご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

東清剛議長

それでは、これをもちまして、平成27年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 1時 06分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 11 月 11 日

紀北町議会議員 東 清剛

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 入江康仁